

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年6月3日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

静岡県感染症対策デジタル化検討業務委託

### (2) 業務目的

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により表面化した業務上の課題を検証し、デジタル化等の改善策を検討する。

### (3) 業務内容

静岡県の感染症対策業務のデジタル化等に関する検討業務とする。

### (4) 委託価格の限度額

11,000千円（税込み）

## 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加できる者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であつて、「情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿」の「システム開発」及び「システム分析」の認定がされている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県情報システム開発等の業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。  
ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てがされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされていない者であること。  
ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その者に係る更生計画認可の決定が確定した場合にあっては、更生手続開始の申立てがされなかった者とみなす。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館4階  
静岡県健康福祉部感染症対策局感染症対策課  
電話番号 054-221-3537 FAX 054-221-3716  
E-mail kansentaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 実施要項等の配布

###### ア 配布期間

令和4年6月3日（金）から令和4年6月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで

###### イ 配布場所

上記(1)に同じ

##### (3) 提出書類等

ア 提出書類 実施要項による。

イ 提出期限 参加表明書：令和4年6月10日（金）午後5時まで 持参又は郵送（必着）  
企画提案書：令和4年6月17日（金）午後5時まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

##### (4) プレゼンテーション

日程等 令和4年6月23日（木）の指定した時間、場所

#### 6 その他

(1) 詳細は提案競技実施要項による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。